

河内長野市都市計画マスタープラン及び
立地適正化計画改定業務に係る
プロポーザル実施要領

令和7年5月

河内長野市 成長戦略局 成長戦略部 秘書企画課

1. 趣旨

本要領は、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「河内長野市都市計画マスタープラン」の改定及び都市再生特別措置法第 81 条に基づく「河内長野市立地適正化計画」の改定業務実施にあたり、企画内容や業務遂行能力等が最も優れた者を契約の候補者として選定するために行う公募型プロポーザル方式について、必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

河内長野市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「河内長野市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和 7 年度：契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 8 年度：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※契約は 1 年単位とし、選定された者と令和 7 年度及び令和 8 年度それぞれ契約する。

(4) 委託上限額

令和 7 年度：15,500,000 円（消費税、地方消費税を含む）

令和 8 年度：12,300,000 円（消費税、地方消費税を含む）

※金額は契約額や予定額を示すものではなく、提案にあたっては上記金額を超えないことに留意すること。なお、限度額を超えた提案は無効とする。

※令和 8 年度の予算は成立しておらず、市議会において当初予算案が否決された場合は、令和 8 年度の契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

3. 参加資格要件

次の各号に掲げる要件の全てに該当する者は参加することができる。なお、共同企業体（JV）の場合は、全ての構成企業が、以下の要件の全て（第 10 号を除く）に該当することとする。

(1) 本市の入札等に係る令和 7 年度有資格者名簿に登録されている者。なお、実施要領の公表時点において登録のない者が上記を満たすためには、次のアからウの要件を満たすものとする。

ア 営業について免許、許可又は登録を要するものにあっては、当該免許、許可又は登録を受けていること。

イ 令和 7 年 4 月 1 日時点で、引き続き 2 年以上その営業を行っていること。

ウ 国税、府民税及び市町村民税を滞納していないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者

(3) 本市から指名停止措置等を受けていない者

(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から 3 箇月を経過している者

(5) 近畿府県外において談合の容疑により会社の代表者、役員又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたことが明らかになった場合、その日から 3 箇月を経過している者

(6) 河内長野市暴力団排除条例（平成 26 年河内長野市条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団に該当せず、かつ会社の代表者、役員及び使用人が同条第 2 号に規定する暴力団員及び同

条第 2 号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生計画を認可された者は参加可）
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生計画を認可された者は参加可）
- (9) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者
- (10) 過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間）で、地方公共団体等において、以下の業務と同規模、同種又は類似業務の受託実績があること。なお、別々の業務実績でも可とするが、すべての実績があること（J V の場合は、構成企業ですべての実績があること。）を必須とする。
- ・都市計画マスタープラン策定もしくは改定事業
 - ・立地適正化計画策定もしくは改定事業
 - ・都市活動のプラットフォームデータとして 3D 都市モデルを整備し、様々な領域でユースケースを開発する事業（国土交通省が様々なプレイヤーと連携して推進する、日本全国の都市デジタルツイン実現プロジェクト）

4. プロポーザル実施スケジュール

プロポーザル選考スケジュールは下記のとおりとする。

項目	期日
(1) 実施要領の交付	令和 7 年 5 月 23 日（金）
(2) 質問書の受付期限	令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時 30 分まで
(3) 質問書に対する回答	令和 7 年 6 月 11 日（水）
(4) 参加表明書等の受付期限	令和 7 年 6 月 13 日（金）午後 5 時 30 分まで
(5) 企画提案書等の受付期限	令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 5 時 30 分まで
(6) ヒアリング	令和 7 年 6 月 27 日（金）
(7) 審査結果の通知	令和 7 年 7 月上旬
(8) 業務委託に係る協議	決定後、速やかに協議
(9) 業務委託に係る契約	令和 7 年 7 月中旬

5. プロポーザルの内容

- (1) 実施要領の交付に関する事項

① 交付方法

実施要領の交付は、河内長野市ホームページ上で行う。

（実施要領及び各種申請書類は、河内長野市ホームページからダウンロード可。）

<事務局>

河内長野市役所 3 階 成長戦略局 成長戦略部 秘書企画課

住所：〒586-8501 河内長野市原町一丁目 1 番 1 号

電話：0721-53-1111（内線 304）

Email：kikaku@city.kawachinagano.lg.jp

<市ホームページ>

URL：<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/32/110792.html>

② 交付日

令和 7 年 5 月 23 日（金）

(2) 質問書に関する事項

① 提出方法

企画提案書の作成・提出にあたり質疑等がある場合は、事務局あて電子メールで送信すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

② 質問書の様式

様式は自由とするが、電子メールの表題は「河内長野市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務プロポーザルに関する質問」とし、必ず業者名、及び担当者氏名、連絡先を記入すること。（送信データの容量は 3MB 以内）

③ 提出期限

令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時 30 分まで

(3) 質問書に対する回答に関する事項

① 回答方法

事務局は、提出された質問事項について、本市ホームページ上に随時回答を公表する。なお、質問に対する回答は、実施要領の追加または修正とみなす。

② 回答期限（予定）

令和 7 年 6 月 11 日（水）

(4) 参加表明書に関する事項

① 提出方法

事務局に持参又は郵送（書留郵便に限る）するものとする。持参の場合、河内長野市役所の閉庁日を除く、各日午前 9 時から午後 5 時 30 分までに提出すること。

② 提出書類 ※ J V の場合は、代表企業を明確にしたうえで、構成企業ごとに作成すること。

- ・プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）
- ・会社概要書（様式第 2 号）
- ・業務実績報告書（様式第 3 号）
- ・暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書（様式第 4 号）
- ・法人の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（3 月以内に交付されたもの）
- ・定款、寄付行為
- ・国税の納税証明書、及び市町村税の未納がないことの証明書
- ・印鑑証明書
- ・直前 3 年間の貸借対照表

③ 提出期限

令和 7 年 6 月 13 日（金）午後 5 時 30 分まで

※郵送の場合、令和 7 年 6 月 13 日（金）必着。

④ 提出部数

3 部（原本 1 部、写し 2 部）を提出すること。

（5）企画提案書の提出に関する事項

① 提出方法

- ・参加表明書を提出した者のみが企画提案書を提出することができる。
- ・事務局に持参又は郵送（書留郵便に限る）するものとする。持参の場合、河内長野市役所の閉庁日を除く、各日午前 9 時から午後 5 時 30 分までに提出すること。
- ・期限までに提出されなかった場合、参加の意思がないものとして辞退とみなす。
- ・辞退をした場合であってもその後辞退したことによる不利益は生じない。

② 提出書類

企画提案書については、以下により提出すること。なお、作成にあたっては専門知識がない者にも分かりやすい表現にすること。

- ・企画提案書表紙（様式第 5 号）
- ・企画提案書
- ・管理責任者報告書（様式第 6 号）
- ・見積書（任意様式）※令和 7 年度、令和 8 年度に分けて積算内訳書も添付すること。

③ 受付期間

令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 5 時 30 分まで

※郵送の場合、令和 7 年 6 月 20 日（金）必着。

④ 提出部数

上記の書類を順番に A4 ファイルに綴じて、ファイルの表紙に参加事業者名を記載したものの 9 部（原本 1 部、写し 8 部）を提出すること。

⑤ 企画提案書作成上の留意点

- ・用紙サイズは、A4 版縦とし、横書きとすること。
- ・文字サイズは、11 ポイント以上で作成し、ページ番号を記入すること。
- ・両面印刷で 30 ページ以内（表紙、目次はページ数に含めない）とすること。
なお、イメージ図などで A3 版を挿入する際は 2 ページとみなす。
ページ数が超過した場合は、1 ページつき 5 点の減点を行うものとする。
- ・提案内容は、すべて事業者自ら実現できる範囲内のものとし、具体的に記載すること。

（6）候補者の選定に関する事項

① 審査委員会

優先交渉権者の選定は、河内長野市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。

② 選定方法

審査委員会は、企画提案書提出者を対象に企画提案書及びヒアリングに基づき、審査基準（別表 1）のとおり採点を行い、最低評価点（60 点、委員の平均点）を上回る者の中から評価点の高い者から順に、最優秀提案者 1 者、次点提案者 1 者を選定する。なお、同点

の場合は、審査基準の評価項目「提案価格」の得点の高い者を最優秀提案者とする。ただし、企画提案書提出者が1者の場合は最優秀提案者1者のみの選定となる。

③ 事前審査

参加者が4者以上となった場合は、企画提案書の内容により審査基準（別表1）のとおり審査委員会が採点を行い、得点の高い者から順に、ヒアリングを実施する3者を選定する。

④ ヒアリング

- ・事務局は、電子メールにてヒアリングへの参加の可否を通知する。
- ・審査委員会は、事前に提出した企画提案書に基づき下記のとおりヒアリングを実施する。

	留意事項
開催日	令和7年6月27日（金）
場所	河内長野市役所内の会議室
時間	45分以内
内容	提出した企画提案書の概要説明（20分以内） 企画提案書に対する質疑応答（約20分）
出席者	3名以内
出席者の条件	優先交渉権者となった場合に、本業務の責任者及び担当者となる予定の者を必ず含むこと。なお、概要説明を行う者は、本業務の主担当者とする。
使用機器等	概要説明にパワーポイント等を使用する場合は事前に連絡するとともに、使用するパソコン、ケーブル等の機器は各参加者で用意し、当日持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。

<辞退する場合>

- ・ヒアリングの実施までに参加者の都合により辞退する場合には、書面により（任意様式）記名押印の上、事務局へ持参又は郵送することとする。
- ・ただし、辞退した場合であっても、その後辞退したことによる不利益は生じない。

⑤ 審査結果の通知

選考結果は採否に関わらず、文書で通知する。なお、審査結果は、最優秀提案者（優先交渉権者）の企業名及び採点結果、次点者の採点結果を、河内長野市ホームページに掲載する。

6. 契約に関する事項

① 契約の締結

本市は、選定で優先交渉権者となった者と業務内容及び委託金額について協議し、協議が整った場合は、その協議内容に基づき本業務の随時契約を行う。

ただし、優先交渉権者と協議が整わない等の理由で契約が不調となった場合は、次点者を交渉権者として協議を行う。

② 契約者

河内長野市

③ 契約保証金

河内長野市契約事務規則（平成 8 年河内長野市規則第 7 号）第 44 条の規定による。

7. 参加者の欠格に関する事項

参加者は以下のいずれかの事項に該当した場合は、失格又は無効とする。

- （1）提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3）提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- （4）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- （5）実施要領に違反すると認められる場合
- （6）その他、指示した事項に違反した場合

8. その他

- ・本プロポーザル選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- ・企画提案書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りに基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- ・本市が本プロポーザル選考に関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに企画提案書等の内容が無償で使用できるものとする。
- ・企画提案書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、企画提案書等を公開する場合がある。
- ・提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負う。
- ・本プロポーザルに対し、2 以上の提案はできないものとする。
- ・見積金額は契約金額を保証するものではなく、本業務に係る費用の見込み額とする。
- ・本プロポーザルは、本業務に対する優れた考え方を有する提案者を選定するものであり、企画提案書の提案内容が実際の事業内容にそのまま採用されるものではない。
- ・本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

別表 1 「審査基準」

項目	評価内容	配点
改定支援についての取組	○本市の特性や本業務に対する理解及び分析と、それらを踏まえた本業務遂行の基本的な姿勢・考え方 ○関係施策の収集・整理、都市計画に関する基礎調査及び現行計画の総括の考え方・手法 ○現状分析及び計画改定の考え方・手法 ○スポーツ施設の再編に向けた検討の考え方・手法	40
3D 都市モデルに関する提案	○3D 都市モデルを活用した意見徴収の考え方・手法 ○3D 都市モデルを活用した防災指針検討の考え方・手法 ○その他 3D 都市モデルのユースケースの開発の考え方・手法	20
独自提案	○計画の改定に向けた独自提案	10
業務実施体制	○提案内容を実施するための組織体制・配置人員	10
業務実績	○過去 10 年間の他自治体での類似業務実績	10
提案価格	○業務内容に見合った適正な提案価格 ※見積金額の最も安価な者を満点、次に安価な者を 8 点、以下順位が 1 つ下がるごとに 1 点減点する。	10